

令和4年第1回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年1月5日（水） 開会 午後1時30分
閉会 午後2時43分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 19名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	梶山 正治
7	伊藤 信彦	8	岩重 隆弘	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	沼田 聖	12	沖田 光春
13	河野 信義	14	谷口 憲	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員
なし

6. 議事録署名者
15番 河野 芳徳 16番 山縣 由明

7. 職務のため出席した事務局職員
事務局長 大畦 裕之 事務局次長 石原 健二
主 査 有馬 隆幸 主 事 西村 昌敏

8. 総会議事日程
・農地に係る審議事項
(1) 農地法第3条の規定による許可申請について
(2) 農地法第4条の規定による許可申請について
(3) 農地法第5条の規定による許可申請について
(4) 農地法第4条の規定による許可条件の履行延期承認申請について
(5) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用許可取消の専決処理について
- (6) 農地転用届出撤回の専決処理について
- (7) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

・その他

- (1) 市長と農業者との懇談会について
- (2) 認定農業者と農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会について
- (3) 令和3年度農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について
- (4) 農業委員会だより（令和4年冬号）について
- (5) 令和3年度第5回地区協議会の日程等について
- (6) 令和4年1月の現地調査日程について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和４年第１回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。安佐北区久地地区の中富推進委員、よろしくお願いいたします。

本日の欠席者はありません。出席者が過半数に達しており、総会は成立します。会議に入る前に、本日の議事録署名者を指名します。

１５番、河野芳徳委員、１６番、山縣委員、よろしくお願いします。

それでは、審議に入ります。

議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請について１５件を上程します。それでは、事務局説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第１号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第３条の許可申請１５件について説明します。

議案の３ページから５ページをご覧ください。

１番から３番、６番、９番、１０番、及び１２番から１５番は、経営規模拡大のため、申請地を取得するものです。

４番、５番の申請地については、１枚の田を二分する形での筆構成となっており、もう一方との所有者が異なるものを農地管理の実態に合わせ、譲受人に所有権移転するものです。なお、本件については、譲渡人及び譲受人が同じ農事組合法人の構成員であり、譲受人が当該法人に貸し付けている農地の面積も耕作面積に算入して下限面積の判断をするとしており、これにより当該申請については下限面積の要件を満たすものとなります。

７番、８番、及び１１番は、新規就農のため農地を借り受け又は譲り受けるものです。７番、８番は、８番の譲渡人の経営する法人が多角な経営展開を図るため、解除条件付きで農地を借り受け、露地でピーマン、ナスを栽培する営農計画が提出されています。１１番は、譲受人が農業をしたいと就農地を探していたところ、譲渡人と条件があったため、農地を取得することになったものです。農業の経営については、申請地の近くに住む譲渡人の親族が譲受人の指導を行い、水稻をする旨の営農計画書が提出されています。

申請地は、農地法第３条第２項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第１号の説明を終わります。

議 長（福島会長）

議案第 1 号について、担当委員の意見を伺います。

1 番は私が担当ですので説明します。去年の 1 2 月 2 0 日に、私と溝口委員、事務局 2 名で現地調査を行いました。これは経営規模拡大のため、隣の申請人が買って経営規模を拡大するというものです。別に問題はないと思います。

議 長

2 番、3 番、梶山委員。

梶山委員

6 番の梶山です。2 番、3 番につきましては、1 2 月 2 0 日に伊藤委員と事務局 2 名と現地調査しました。申請地は新たに道路がついた際に残地となったもので、近隣の申請者が経営規模拡大のために購入されるということです。特に問題ないと思います。

議 長

4 番、5 番 伊藤委員。

伊藤委員

7 番の伊藤です。4 番、5 番の譲渡人は同一なので、まとめて報告します。農事組合法人に貸しても、畦畔及び水の管理は所有者がすることになっておりますが、譲渡人も高齢になり、同じ農事組合法人の構成員である隣接地を所有している 4 番、5 番の譲受人に所有権を移転するものです。特に問題はありません。

議 長

6 番、己斐委員。

己斐委員

3 番の己斐です。6 番は、昨年 1 2 月 1 7 日に岩重委員と事務局職員 2 名と現地調査を行いました。譲渡人は高齢であり、耕作が困難であることから、譲受人に譲り渡す申請です。譲受人については、水稻が約 3, 4 0 0 m²、畑が約 1, 0 0 0 m²の農地を耕作しており、先ほど事務局の説明もありましたが、経営規模拡大のため所有権移転する案件です。別に問題はありません。

議 長

7 番、8 番、下谷委員。

下谷委員

9 番の下谷です。7 番、8 番について、1 2 月 1 7 日に佐藤委員、事務局職

員２名と現地調査をしました。申請者は法人で代表者の自宅隣の農地です。事務局の説明のとおりで災害復旧工事の完了した農地で畑はきれいに整備されていて、一部野菜が作付けされていました。問題ありません。

議 長

９番から１１番、谷口委員。

谷口委員

１４番の谷口です。９番から１１番の案件については、１２月１７日に河野信義委員、事務局職員２名と現地を調査しております。９番は譲渡人が高齢のため、耕作管理が困難となり、農業後継者もないことから、申請地近くに居住している譲受人が、水稻及び野菜の経営規模拡大を図るために取得するものです。問題はありません。

１０番の譲受人は通いで耕作となりますが、ご兄弟が申請地に隣接するところに居住されており、以前より経営規模拡大を考えていました。昨年譲渡人が施設に入所され不在地主となったため、譲受人が申請地を譲り受けて規模拡大を図ろうとしましたが、申請地内に国有地が存在することが判明し、関係機関への手続きを進め、今回の許可申請となりました。申請地はきれいに管理されており、問題はありません。

１１番の譲渡人は、通いで耕作が困難となり、また、譲受人は農地を探していたところ、両者の間で話がまとまりました。譲受人は通いで新規就農となりますが、近くの農家の指導を受けながら水稻を栽培します。これは自家消費のための水稻と聞いています。申請地はきれいに管理されており、問題はありません。

議 長

１２番、山縣委員。

山縣委員

１６番の山縣です。１２番について説明します。この件につきましては、昨年１２月１６日に私と河野芳徳委員及び事務局職員２名で現地調査しました。申請地は休耕地となっており、譲受人が経営規模拡大のため譲り受けるものです。特に問題はなく、許可相当と思います。

議 長

１３番、吉田委員。

吉田委員

１７番の吉田です。１３番の案件ですが、譲受人は、近年地域活性化に取り組んでいる方で、場所は湯来温泉のさらに上流で、様々な事業を展開されてい

ます。本件は遊休農地活用、経営規模拡大のため大変良いことだと思います。

議 長

14番、奥田委員。

奥田委員

18番の奥田です。12月20日に、児玉委員、事務局職員の方と現地調査をしました。譲渡人は、長年休耕にされていた申請地を、すぐ隣で耕作されている譲受人に経営規模拡大のため譲り渡すもので、問題はありません。

議 長

15番、児玉委員。

児玉委員

19番の児玉です。去る12月20日、奥田委員、事務局職員2名と現地を確認しました。譲受人耕作地の隣2枚の田を今回購入されるというもので、譲受人も約3反近く作っておられ、問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、15件を許可することに決定します。

議案第2号の審議に入る前に、前回の総会で佐藤委員から質問がありました、活力生のハウス設置時の客土について、事務局から回答がありますので、説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

先月の総会の時に佐藤委員からご質問がありました、活力生のハウス設置時の客土についてご説明させていただきます。

農地の利用増進のために実施する町だおしや嵩上げ、客土などの農地改良については、原則一時転用許可が必要です。

J Aが活力生のハウス設置時に一体的に行っていた客土は、農業経営基盤強化促進

法に基づく農用地利用集積計画によって農林水産振興センターに利用権を設定した農地になります。この場合、農地法第4条第1項第3号に、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによって設定され、又は移転された農地を当該農用地利用集積計画に定める利用目的に供する場合は転用許可不要となっており、これに該当しますので許可は不要となります。

また現在、市が小規模農地整備事業により行う町だおしや客土は、農地法第4条第1項第2号及び同法第5条第1項第1号に、国又は都道府県等が、道路、農業用排水施設その他の地域振興上又は農業振興上の必要性が高いと認められる施設であって農林水産省令で定めるものの用に供するため、農地を農地以外のものにする場合は転用許可不要となっており、これに該当しますので、こちらも同じく許可は不要となります。以上です。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

事務局から説明のありましたように、農林水産振興センターが利用権の設定を受けて、活力生のハウスを設置するために行う客土は、農地法及び農業経営基盤強化促進法の規定に基づき認められた行為なので、転用許可は不要ということですので、よろしくお願いします。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について10件を上程します。なお、本件は土地区画整理事業に関する案件であり、梶山委員が本事業の組合理事長を務めています。農業委員会等に関する法律第31条に、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という旨の規定がありますので、梶山委員はご退出をお願いします。

(梶山委員 退席)

議 長

それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の10件について説明します。

議案の6ページ、7ページをご覧ください。

1 番から 10 番の農地は、土地区画整理事業地区内にある市街化調整区域の農地で、この度、都市計画法第 12 条の 5 第 1 項の規定による地区計画の承認を得て、宅地供給を目的に事業実施している「土地区画整理事業地区内」にある農地です。

総事業面積は、104,850㎡で、戸建住宅敷地 239 区画、共同住宅敷地 2 区画、公園 2 か所、墓地 1 か所、調整池 1 か所、道路敷及び水路敷を造成するもので、農地として換地を受ける予定の土地はありません。

本件申請は、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第 4 条第 6 項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1 番から 10 番の案件は転用面積が 30 アールを超えるため、本総会で承認されますと、1 月 18 日（火）に開催される、広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第 2 号の説明を終わります。

議 長

議案第 2 号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1 番から 10 番、伊藤委員。

伊藤委員

7 番の伊藤です。

本件は今説明がありましたように、土地区画整理事業の対象地になっておりますが、ちょうど 1 年前の昨年 1 月 18 日に非農地証明の申請があった関係で福島委員と、事務局職員 2 名と計 4 名で現地の調査を済ませております。周囲は全て山林になっており、転用することによって被害が生じるということは全く考えられませんので異議は無いと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、10 件を常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

梶山委員の着席をお願いします。

議 長

梶山委員、議案第2号の10件について案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請についてですが、議案の修正がありますので、事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第3号の議案番号3番から9番につきましては、担当委員である下谷委員の所有地が事業用地に隣接しており、本事業へは隣接同意者として関与しているため、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、意見は佐藤委員から述べることとなりましたので、議案の修正をお願いします。

議 長

ただいま事務局より説明がありましたとおり、同法の規定に、「農業委員会の委員は、自己または同居の親族、もしくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされていますので、初めに議案番号3番から9番を除く8件を上程します。それでは、事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請のうち議案番号3番から9番を除く8件について、説明いたします。

議案の8ページから10ページをご覧ください。

1番は宅地への転用事案で、申請地を農業用倉庫と共に譲り受け、引き続き農業用倉庫用地として利用するものです。また、申請地は市街化調整区域内にあり、本件建物は建築に際し宅地開発指導課との協議を行っていなかったため、申請代理人の立会のもと同課が令和3年12月22日（水）に現地調査を行っています。

2番は雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、家族で経営する美容室及び薬局の駐車場として利用しようとするものです。

10番は宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、庭及び露天駐車場として利用しようとするものです。譲受人は住民票上の住所は県外ですが、隣接の土地建物を所有しており、現地に居住しているとの申し出がありました。

11番は宅地への転用事案で、ドッグラン付ペット専用ホテルの経営を行う譲受人が、申請地を譲り受け、同目的及び付帯する駐車場として利用しようとするものです。

12番は雑種地への転用事案で、製造業を営む譲受人が、近接する事業所の駐車場が不足しているため、申請地を借り受け、駐車場として利用しようとするものです。

13番は雑種地への転用事案で、介護保険制度及び支援費制度関連施設を経営する譲受人が、申請地を借り受け、同施設の駐車場の拡張を行おうとするものです。なお、

本件の譲受人は令和3年11月にグループホーム及び駐車場として農地法第5条の許可を受けた法人と同一で、今回の申請地は隣接地となります。

14番は宅地への転用事案で、祖母から申請地を借り受け、農家住宅1棟を建築しようとするものです。

15番は宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、隣接する土地建物と一体で、敷地を拡張するものです。なお、既存住宅が一部申請地にかかっており、申請地と明確に区分できる構造物及び地形上の境界は存在していません。

申請地は全て、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

1番及び15番の案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の「違反転用に係る事務処理要領」に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

1番を除く案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

1番については、先ほど述べましたとおり、既設の農業用倉庫が市街化調整区域内にあるため、本総会で承認されますと、宅地開発指導課が農業用倉庫として建築許可を要しない旨の協議書及び誓約書の交付を確認したのちに、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第3号の議案番号3番から9番を除く8件の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺い致します。1番、山本委員。

山本委員

4番の山本です。1番につき報告します。12月16日に事務局の方と現地を確認しました。譲渡人が、今回の申請地の隣地を所有する譲受人に農業用倉庫保有と共に、申請地を贈与する案件です。先ほど説明の通り、現地には既に倉庫が3棟建っており、市の宅地開発指導課が既存の倉庫が農業用倉庫に該当すると判断した後に許可書交付となるということです。隣接地及び周辺にも農地は無く、影響は無いと思われますので問題ないと思います。

議 長

2番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。昨年12月17日に事務局職員2名と現地の調査を行いました。数十年前から空き家となり、その後解体された後、いちじく等の果樹の

苗を植えています。この申請は自己所有の店舗兼住宅の前に河川があり、平成30年7月豪雨で被害に遭い、自家用車、また来客用駐車場代替地を探していました。この度適地があり、取得する案件です。現地は県道と旧道との間に挟まれた土地で、周辺は住宅が建っており、問題はないと思います。

議 長

10番、11番、沼田委員。

沼田委員

11番の沼田です。12月17日に事務局職員と現地を調査しました。10番、11番ともに隣接の農地には影響は無いものと思われ、異議はありません。

議 長

12番、13番、河野信義委員。

河野信義委員

13番の河野です。12番、13番について、12月17日に事務局職員2名と現地を確認しております。12番につきましては、駐車場に使用するというので、周りはほとんど工場、駐車場等が並んでいるところであり、近隣への影響は無いと思います。

13番につきましては、議案では駐車場の拡張になっていますが、元々駐車場であったところへ、グループホームの建物を拡張したため、駐車場がなくなったので、隣接する土地を借りて駐車場に使うということです。特に問題はありません。

議 長

14番、15番 奥田委員。

奥田委員

18番の奥田です。14番は祖母から孫へ使用貸借権を設定し農家住宅を建てる案件です。問題はありません。

15番は、既存の住宅に増築したため、増築部分の敷地及び庭敷として今回所有権を移転するもので、始末書も出ており、周囲への影響も無く、問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1番を除く7件を許可することに決定いたします。

1番は、宅地開発指導課が農業用倉庫として建築許可を要しない旨の協議書及び誓約書の交付を確認したのちに、農業委員会の会長名で許可することといたします。

続いて、議案番号3番から9番の案件に入ります。下谷委員は退席をお願いします。

(下谷委員 退席)

事務局（有馬主査）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の議案番号3番から9番について、説明いたします。

議案の8ページ、9ページをご覧ください。

3番から9番は農地改良を目的とした一時転用事案で、特定非営利活動法人が申請地を借り受け、三篠川等の河川改修等公共事業により発生する土砂で造成を行おうとするものです。転用期間は令和4年4月1日から令和7年3月末までで、事業完了後は農業経営基盤強化促進法による利用権の設定を受けて、果樹を栽培する予定です。

申請地は全て、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われます。

3番から9番の案件は、全体で30アールを超える一時転用案件かつ、2,000㎡以上の土砂堆積を伴うものであるため、本総会で承認されますと、1月18日（火）に開催される、広島県農業会議常設審議委員会において、異議なしとの回答を得たのちに、広島県土砂の適正処理に関する条例の承認を確認し、農業委員会の会長名で許可することとなります。

以上で議案第3号の議案番号3番から9番の説明を終わります。

議 長

議案番号3番から9番について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。3番から9番、佐藤委員。

佐藤委員

10番の佐藤です。議案番号3番から9番について、説明します。12月17日に事務局職員2名と現地確認しました。借受人であるNPO法人は、農地を借り受け、ブランドナス等の栽培をしている法人です。申請地は主要地方道に面した棚田で保全管理されている農地です。造成工事は県の土砂埋立行為等許可を受けて、農地改良を目的とした一時転用です。工事完了後は利用権設定により借受けて、イチジクを植栽するとのこと。周辺農地等への問題はないと思いますが、構成員の方の年齢が若干高いので令和7年以降に果樹植栽することはどうかとは思っていますが、土砂埋立行為そのものには問題ないと思います。

議長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

沼田委員

1番の案件で農業用倉庫は200㎡以内というように私は理解していたのですが、200㎡以上でも農業用倉庫として認めていただけるのでしょうか。

事務局（有馬主査）

先ほどの200㎡、2アール以内の農地の倉庫につきましては農地法上の許可を要しない農業用施設ということになり、それを超えるものについては農地法の許可を受けて農業用倉庫を設置することとなり、2アール未満の場合は農業用施設の届出で済むこととなっています。

沼田委員

200㎡以上になったら、いくらでも広い倉庫が作れるということによろしいですか。

事務局（有馬主査）

目的通りの転用計画が出されればということにはなると思います。

沼田委員

分かりました。

議長

その他の意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、議案番号 3 番から 9 番の 7 件を常設審議委員会において異議なしと回答を得たのちに、広島県土砂の適正処理に関する条例の承認を確認し、農業委員会会長名で許可することに決定いたします。

下谷委員の着席をお願いします。下谷委員、議案第 3 号の議案番号 3 番から 9 番について案のとおり決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可条件の履行延期承認申請について、1 件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第 4 号、農地法第 4 条の規定による許可条件の履行延期承認申請について説明いたします。議案の 11 ページをご覧ください。

本案件は、出荷調整室及び農業用機械倉庫への転用目的で、令和 3 年 3 月 19 日付けで農地法第 4 条の許可を受け、取得したものです。

申請人は、許可後、令和 3 年 4 月 1 日から着工する予定でしたが、新型コロナウイルスのまん延による業績不振及び資材高騰による建築費の増加により、資金繰りのめどが立たなくなったことから令和 4 年 6 月の補助金申請により、工事代金を確保し、建築工事を着工しようとするものです。

以上で議案第 4 号の説明を終わります。

議 長

議案第 4 号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

1 番、己斐委員。

己斐委員

3 番の己斐です。12 月 17 日に現地の調査を行っています。申請人は認定農業者で、主に水菜をハウスで栽培し、各スーパーや農協の方へ出荷をしています。先ほど事務局の説明がありましたが、転用目的は、農業用施設 350 m²、出荷調整室等、農機具倉庫、保管場所等を設置する案件です。この度コロナ禍による業績不振、資材高騰、建築費の増加により期限内の着工が困難となったため、令和 4 年 6 月の補助金の申請により工事代金を確保して工事着工するということです。

工事は、令和 4 年 7 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に行うということです。別に問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、承認することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を承認することに決定します。

続きまして、議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について4件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取の4件について説明します。

令和3年12月15日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。

この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。

第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した「基本構想」の経営指標に照らして適切であること。

第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。

第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていること。となっています。

なお、御存じのとおり、農業委員会法第8条の規定により、農業委員は、認定農業者が過半数を占めるようにしなければならないとされております。

それでは、議案の12ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については、13ページから35ページをご覧ください。

1番の申請者は、現在、ハウスでキュウリやミズナ、露地でナス、エダマメ、広島菜の栽培を行っています。今後は、移植機の導入により、定植作業の時間短縮を行うとともに、自家採種による広島菜の品質向上と美味しさに特化したエダマメの品種の導入により、単価向上を図る予定です。更に、子へ農業継承することを視野に入れながら土日を中心に農業に参画させ、後継者育成を行うとともに、臨時雇用を増やし、労働力を補うことで、年間労働時間1,900時間、年間総所得537万円を目指す計画を立て、申請するものです。

2番の申請者は、現在、ハウスや露地を活用してシュンギク、ハウレンソウ、コマツナ等の葉物野菜を栽培しています。今後は、エダマメの栽培に新たに取り組み、赤しそは収量の多い品種を選抜して自家採種を行うことで出荷量を増やし、収穫調整が重なる時期に臨時雇用を行うことで、年間労働時間1,900時間、年間総所得51

0万円を目指す計画を立て、申請するものです。

3番の申請者は、現在、ハウスでシュンギク、ハウレンソウ、コマツナ、ミズナ、赤しそを栽培しています。自家採種を行っている赤しそは、収量に着目して選抜を行い、コマツナは作付け増加により出荷量の増加を目指し、収穫調整が重なる時期に臨時雇用を行うことで、年間労働時間1,900時間、年間総所得504万円を目指す計画を立て、申請するものです。

4番の申請者は、現在、養豚と花木や鉢物の生産を行っています。養豚については、一時的に減少している飼養頭数や繁殖雌豚等を導入しつつ回復させ、引き続き、肉質の向上や枝肉単価が高い市場に出荷することで売り上げ単価上昇に取り組み、花木・鉢物については、高単価の品目を重点的に扱うことで、鉢数を減らし省力化を行い、1人当たりの年間労働時間1,900時間、年間総所得2,525万円を目指す計画を立て、申請するものです。

以上で議案第5号の説明を終わります。

議 長

議案第5号の4件について、事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。

1番の担当の武内推進委員は欠席ですので、溝口委員をお願いします。

溝口委員

5番の溝口でございます。1番は12月25日に武内推進委員と一緒に申請者と面談しました。申請者は、JAユース支部長を長らくされており、地域の指導者で篤農家です。申請者は周りから「鉄人」と呼ばれていましたが、病気をされ、現在治療中です。段々良くなっており、今後、息子さんへ事業を継承する方向で進んでいます。改善計画については、特に問題がないと思われます。

議 長

2番、3番は私が担当ですので私から意見を述べさせていただきます。2番の申請者と3番の申請者は家も隣同士で、ほ場もほとんど隣り同士となります。栽培するものもほとんど同じものを作っています。二人とも地域の出荷組合の組合員で、就農してから30年以上となります。私も同じ出荷組合に属しています。その出荷組合ではシュンギクとシソは自家採種でやっており、特にシュンギクは県の応援登録制度に認定されており、最近よく採れて、テレビやラジオの取材が良く来て困っています。シソやシュンギクの自家採種の種が良い品種なので、自家採種し、これは中央市場に全部出荷し、よその方には出荷していません。

問題は後継者がいないことです。これが一番の問題ですが、二人とも頑張っており経営をされていますので、私も含め地域で頑張っていきたいと思います。

二人の農業経営改善計画については、特に問題はないと思います。

議 長

4 番は中富推進委員、よろしくお願いします。

中富推進委員

私は安佐北区安佐地区を担当しております推進委員の中富です。

昨年 の 1 2 月 2 3 日 に河野信義農業委員とともに、申請者である農事組合法人を訪問し話を伺いました。

申請者である農事組合法人は、平成元年 1 2 月に設立され、3 2 年になります。ほぼ花木団地の中央に位置しまして、養豚と花木、鉢物の販売経営を行っています。

経営については、今のところ順調に推移しているとのことでした。

経営形態につきましては、家族を主に構成員 5 名、繁忙時には臨時の雇用者 1 名が従事されております。

出荷する豚肉は、ブランド化をしており、出荷先はハムメーカーや大阪など各市場に出荷されています。

豚の餌は、今はパンが主流で、岩国の方から毎日運んでいるとのことでした。

養豚は各種の病気について、かなりの対策が必要で、衛生管理には十分留意しながら生産活動を行っているとのことでした。

既存のパイプハウスが結構老朽化しておりまして、順次建て替えとか整理をされています。

花木、鉢物の高品質化、豚肉の肉質の向上等によりまして、売上の単価を押し上げ、作業の効率化等により、利益の向上、また、経営の安定化を目指しています。

将来的には、生産方式の見直し、整備を含む規模拡大を模索されています。。

地元としても、申請者の農事組合法人の支援を今後とも、より一層して参りたいと思います。この農業経営改善計画の更新について、問題は無いかと思われます。

議 長

ありがとうございました。河野信義委員、この他何かご意見はありませんか。

河野信義委員

中富推進委員の意見のとおりです。申請者の農事組合法人の代表は現在病氣療養中のため、代表者の長男に話を伺いました。

内容は中富推進委員が話されたとおりですが、長男は今後も経営を続けていくが、なかなか厳しいというのが現状だ。また、最近、豚肉が安くて困っているとも言われていました。

地元としても、今後も応援していきたいと思います。農業経営改善計画については問題ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、4件を意見なしと市長に回答することに決定します。

吉田委員

大変申し訳ないのですが、先ほど審議が終わった議案第2号についてお聞きしたいことがあります。

議案第2号の1番から10番ですが、土地区画整理事業の面積の確認です。戸建住宅敷地239区画や共同住宅敷地が2区画とか色々あって、併用地が宅地と山林等で97,336㎡ですが、この農地を提供される方の、1番から10番の方の農地が10件あって、7,514㎡とあります。その併用地の、宅地、山林等97,336㎡の中に、農地の7,514㎡が入っているのか、それとも別に農地面積があるのか。

また、1番から10番の方が農地を提供されていますが、農業を廃業される方がいるのか。廃業があるか無いかだけ教えてください。

以上2点です。

議 長

伊藤委員。

伊藤委員

面積につきましては、1番から10番までの登記面積が7,514㎡となっています。実測面積は分かりませんが、登記簿上の面積はそうになっています。

吉田委員

併用地が宅地、山林等で97,336㎡とありますが、その中に7,514㎡の農地は入っていないのですか。

伊藤委員

併用地ですから、97,336㎡とは別です。

吉田委員

わかりました。それと1番から10番までの農家の方は、廃業ですか規模縮小ですか。例えば7番の方、4筆あって、3,721㎡。あるいは8番の方は4筆あって970㎡。その方は農業を廃業されるのか、そうでないのか、わかりませんか。

伊藤委員

私は現地調査をしましたが、申請者の経営については分かりません。

議 長

梶山委員。

梶山委員

ほとんどが申請地以外にも農地があり、廃業されたかたはいません。

議 長

ありがとうございました。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。

報告第1号から第7号の専決処理について、97件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

報告第1号から第7号までの専決処理について、説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の19件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の50件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請の5件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の15件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用許可取消の1件、報告第6号 農地転用届出撤回の4件、及び報告第7号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認の3件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。以上で報告第1号から第7号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第7号について、何か質問がございますか。

(委員：質問なし)

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程6、その他事項に入ります。

はじめに、市長と農業者との懇談会について、及び認定農業者と農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会について事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

令和3年度の市長と農業者との懇談会の開催について、ご説明いたします。配布資料の1ページをご覧ください。

1で示すとおり、この懇談会は、市長と農業者が、本市の農業・農村の実情とこれからの農業のあり方について、情報交換や意見交換の場とすることを目的とするもので、昨年度は新型コロナの関係で中止となりましたが、平成12年度から行っているものです。

本年度は、「農業で輝くひと～コロナ禍での新たな挑戦～」をテーマに農業者が発表し、今後の取組等について意見交換を行うこととしています。

主催は、2のとおり、広島市農業振興協議会と農業委員会です。

また、3のとおり、開催日時は、令和4年2月4日（金）16：00～17：15で、懇親会は中止の予定です。また開催場所は、広島市農業協同組合本店4階会議室です。発表者等、その他の内容の詳細については、調整を行っている途中です。農業委員会からの参加者については、来週の地区協議会で決めていただくよう考えています。

なお、皆様もご存じかと思いますが、ここ数日、市内の新型コロナの感染者が急増しています。今後の状況によっては、昨年度と同様、懇談会を中止せざるを得ないことも考えられますので、ご了承ください。また、来週の地区協議会についても、開催してよいかどうか、検討中です。中止する場合は、明日か明後日にはご連絡いたしますので、よろしくお願いします。

続きまして、広島市認定農業者と農業委員・農地利用最適化推進委員との意見交換会の開催について、ご説明いたします。資料の2ページをご覧ください。

1のとおり、目的は、農業を取り巻く現状や今後の営農のあり方等に関する意見交換を通じ、認定農業者等の今後の経営改善に向けた取組の糸口とする、としております。

次に、2の日時・スケジュール等ですが、今年度は、認定農業者協議会が主催する研修会と一体的に実施するよう考えており、研修会を含めた日時は、令和4年2月22日（火）14：45～17：00を予定しています。その前の、14：00～14：

30までは、認定農業者協議会総会等となっており、それに引き続いて開催するものです。

14:45～15:45の研修会は、「アフターコロナの農業マーケティング」のテーマで、県立広島大学教授 吉川 成美 氏を講師として実施し、それに引き続き、研修会に関連した内容として、「農ある食卓2050年」というテーマで、意見交換を行う予定としています。なお、どちらのテーマも、現段階での仮のもので、今後変更する可能性があります。

講師の吉川教授は、2019年度から、県立広島大学と広島県農林水産局が連携して開講している「ひろしまファーマーズテーブル」のコーディネーター講師を務められており、農業者等を対象に、消費者を意識した収益性の高い農と食のビジネスなどについて、興味深い講座を開講されています。

3の場所は、東区役所5階講堂です。

4の出席者は、資料のとおりです。農業委員会からの参加者については、来週の地区協議会で決めていただくよう考えています。

なお、先ほどの「市長と農業者との懇談会」と同様、新型コロナの状況によっては、中止せざるを得ないことも考えられますので、ご了承ください。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、案のとおり実施することとしてよいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、案のとおり実施することにします。それでは、引き続き事務局から説明をお願いします。

事務局（有馬主査）

農業委員・推進委員の募集期間については、配布資料はございませんが、先月14日から募集しています農業委員、推進委員の募集期間は1月14日（金）までの必着となっていますので、申し込みされる方はお早めにお申し込みをお願いしたいと思います。また、募集案内に記載しておりますが、農業委員の面接日は1月28日（金）としておりますので、何か手帳等に記載しお忘れのないようお願いしたいと思います。

事務局（石原次長）

議会の関係の報告をいたします。資料は3ページ、資料3です。

先月開催された、令和3年第5回広島市議会定例会の農業関係質疑についてご報告

します。12月8日の本会議の一般質問で、安佐南区の碓氷議員から、「農業の振興について」として、2点の質問がありました。

まず、農業の担い手の育成に当たり、品目や就農形態など、就農希望者が志向する農業を実現するための支援が必要と思うがどうか、との質問に対し、経済観光局長から、本市では、“ひろしま活力農業” 経営者育成事業により、コマツナ中心の葉物野菜生産による若い新規就農者の育成・確保に努めているが、専業でのブドウ栽培や、本業を持ちながらのサツマイモ栽培など、市民から就農に関する多様な相談が寄せられている。こうした多様化する就農ニーズに対応するため、今後例えば、ブドウやイチゴ、サツマイモやキュウリなどの栽培農家での研修や、平日に仕事をする人向けの土曜日の研修実施など、就農希望者の希望にマッチした研修の提供により、多様な担い手の育成・確保に取り組んでいきたいと考えている、との答弁がありました。

次に、本市の農福連携の取組の現状はどうか、また、今後どのように進めていくのかとの質問に対し、経済観光局長から、本市では、農福連携は、農業の多様な担い手の確保につながり、障害者の社会参画の実現につながる有効な方策の一つと考え、その取組を進めていくこととしており、令和3年11月、認定農業者等による障害者雇用等の現状把握のためのアンケートを実施した。その結果、「障害者雇用や障害者就労施設への農作業委託」への回答は、「既に行っている」が5%、「興味がある」が18%、「興味がない」「どちらともいえない」が77%で、「興味がない」「どちらともいえない」の理由として、「コミュニケーションへの不安」や「障害者雇用に対する知識不足」などが挙がっていた。これを踏まえ、引き続き関係部局と連携し、農業者に関心を持ってもらうため、既に障害者雇用を行っている農業者への視察を実施するとともに、農作業が受託できる障害者就労施設を農業者へ紹介するなど、双方のニーズをきめ細かく聞きながら、マッチングを進めていきたいと考えている、との答弁がありました。

なお、常任委員会では、農業関係の質疑はありませんでした。報告は以上です。

事務局（有馬主査）

続きまして、広島市農業委員会だより（令和4年冬号）の発行についてですが、お配りしていますとおり広島市農業委員会だより（令和4年冬号）が完成いたしました。こちらは、昨日付け生産区長あてに送付し、各農家にお配りいただくようお願いしております。その他、区の農林課、公民館等で配布しますので、ご参照ください。

続きまして、第5回地区協議会の日程なのですが、日時は、資料4の4ページになりますね。日時は令和4年1月11日（火）から1月14日（金）までです。時間は、午前が10時から12時、午後は14時から16時を基本的には予定しておりますが、安佐南区の方につきましては、午後15時30分からの開始になっております。また、可部・安佐地区の会場の方が、区役所ではなく、可部公民館7階の研修室1A・Bとなっておりますので、この2点につきましては、ご注意くださいようお願いいたします。また、内容、議題につきましては、資料に記載されたとおりなのですが、生産緑地地区の都市計画決定や、推進委員の活動報告等について、耕作放棄地再生・利用事業について、市長と農業者との懇談会について、認定農業者との意見交換会について、農地の利活用促進について、となっております。

続いて、5ページの資料5ですけれども、今月の現地調査日程につきましてですけれども、今月の許可案件等の受付締切日は1月14日（金）となっております。現地調査の日程調整につきましては、許可案件の状況等を勘案し、1月14日の夕方、17時15分から18時頃に電話で調整させていただきます。日程につきましては、1日目が1月17日（月）午前が旧市、午後が安芸区。2日目が1月18日（火）午前が安佐北区の可部・安佐地区、午後が白木・高陽地区。3日目が1月19日（水）午前が安佐南区、午後が佐伯区となっております。なお、許可案件の状況により、開始時間の調整及び日程の調整等させていただきますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等は、ございますか。

（委員：意見なし）

議 長

これで令和4年第1回総会を終了しますが、その他全体的にご意見がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

では、冒頭にありましたように、この後、15時から5階講堂で研修会がありますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次回の総会は、令和4年2月7日（月）午後1時30分から、東区役所3階第4・5会議室で行う予定です。

それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

己斐会長職務代理者

令和4年第1回の広島市農業委員会総会が終わりました。引き続きまして、5階の講堂の方で研修会ということですので時間厳守で講堂へお集まりいただきたいと思います。本日はご苦勞様でございました。